

企業立地の優遇制度のご案内〔福岡県久留米市〕

■ 中心市街地等へオフィスを設置する場合

オフィス設置者用

久留米市産業振興奨励金（補助金）

対 象	要 件	内 容	限度額
オ フ ィ ス	<p>・ 常時従業者数 20 人（中小企業等は 5 人）以上であり、市民の新規雇用者数が 5 人以上の業務施設を設置するもの</p> <p>* 特定業種、指定業種の業務施設を新設する場合は、上記の要件なし</p>	<p>○（業務施設の年間賃借料及び年間共益費（敷金等を除く））× 50%</p> <p>< 1 年度間 ></p>	500 万円

※対象地域は、中心市街地、合川ハイテクパーク、久留米オフィス・アルカディア、久留米市百年公園の区域

* コールセンターを設置する場合は別の補助メニューがありますので、事前にご相談ください。

* 事業開始後 5 年未満に事業の全部又は一部を休止又は廃止したときは、補助金の返還が必要となります。

* 各支援制度の適用は、あらかじめ市の承認が必要です。事前にご相談ください。

<ご相談・お問合せ先>

久留米市商工観光労働部 企業誘致推進課 〒830-8520 福岡県久留米市城南町 15-3

TEL:0942-30-9135 FAX : 0942-30-9707 E-mail : kigyo@city.kurume.fukuoka.jp